

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第22回 | 2023年12月



域外からの資産処分益を対象とする拡大FSIE制度法案の可決

サマリー

香港特別行政区（以下、香港）において現行の域外からの所得に関する免税（以下、FSIE）制度の範囲を拡大し、あらゆる種類の資産の処分による域外からの所得を対象とする法案が、2023年11月29日に可決された。

改正条例の公告により、拡大FSIE制度は2024年1月1日から香港で発効する。拡大FSIE制度の施行に伴い、2024年2月に予定されている、欧州連合（以下、EU）による次回のEUグレーリストの見直しにおいて、香港がリストから除外されることが期待されている。

このタックスアラートでは、FSIE制度の適用に関する最新の進展内容とその他の情報について、我々の見解を共有する。

法案の可決

税務条例（修正）（域外からの処分所得への課税）法案2023¹（以下、法案）が2023年10月13日に公告された。この法案は、持分処分益を除く域外からの資産処分益をカバーするために現行のFSIE制度の範囲を拡大することを目的としている。この法案と拡大FSIE制度の詳細については、[香港タックスアラート - 第17回 2023年10月](#)を参照すること。

その後、香港政府はこの法案にいくつかの軽微な修正²（委員会段階での修正）を提案した。これらの修正は法案の実質的な内容を変更するものではないが、(1) 拡大FSIE制度に基づくグループ内移転の救済措置がいつ、どのように適用されなくなるかをより明確にし、(2) 法案の条文中に軽微な修正を行うものである。

この法案とすべての修正案は、2023年11月29日に可決された。対応する修正条例は2023年12月に公告される予定である。条例の公告により、拡大FSIE制度は2024年1月から発効する。

IRDによる拡大FSIE制度に関するガイダンスのアップデート

拡大FSIE制度の適用に関するガイダンスを提供するために、IRDは2023年10月にWebサイト上のFSIE [実務ガイダンス](#)、[FAQ](#) 及び [例示集](#)をアップデートした。

1 法案はこちらのリンクからアクセス可能: [link](#).

2 法案の修正リストと法案の統合版は、こちらからアクセス可能: [link](#).

IRDがアップデートしたガイダンスに記載されているいくつかの注目すべきポイントを以下に要約する:

- 新たに導入された**トレーダー除外**の例 – 香港で証券トレーダー事業を営む多国籍企業が証券の処分によって域外から得た所得に適用されることが例示されている。
- この例では、トレーダーがFSIE制度で指定された条件を満たすことなしに、域外からの資産（知財権を除く）処分所得は、引き続き非課税の申請を行うことが可能であることが示されている。
- 新たな例示である例35から例39では、新たに導入された**資産処分益に対するグループ内移転の救済措置**と2つの追加的な実務ガイダンスについて記載されている。そこには、(1) グループ持分事業体が救済措置の目的と関連する撤退があるとみなされる場合、(2) 企業が香港での事業活動を停止し、事業所得税の課税所得が生じなくなった場合が例示されている。

IRDが公表した新たな事前裁定制度

IRDは、FSIE制度の適用に関する**事前裁定制度No. 72**を公表した。このケースに関する2つの重要な争点は、(1) 配当収入が「香港で受け取った」と見なされるかどうか、および(2) FSIE制度の資本参加免除制度の対象となる「課税対象」の条件が満たされるかどうかである。これらの点についての背景情報と注目すべきポイントは次のとおりである。

- このケースは、香港の多国籍企業（申請者）が域外の完全子会社から配当所得を得ようとする場合を想定している。
- この域外の子会社は多額の固定資産を取得し、事業収入を生み出すために域外の法域にある工場で実質的な活動を行うために多数の従業員を雇用している。
- この域外の子会社は、(1)2年間の免税と、(2)次の4年間の納税額の50%減税という、税制上の優遇措置をこの域外の法域で享受している。子会社が決議した配当は、50%の減税を享受した利益から支払われることになる。
- この域外の法域における主要企業所得税率は20%である。
- 配当金は、まず申請者の海外銀行口座に入金され、その後、申請者の別の域外子会社が発行する新株の引受けに対する申請者からの出資金として、当該域外子会社の域外銀行口座に送金される。

配当収入は「香港で受け取った」とは見なされず、資本参加免除制度の対象となる「課税対象」の条件を満たすという有利な裁定がIRDによりなされた。

KPMGの見解

拡大FSIE制度の発効日が迫っていることを考慮すると、香港の企業グループは拡大FSIE制度の影響を受けるかどうかを評価し、潜在的な影響を軽減するための選択を検討する必要がある（例：トレーダー除外の適用や香港での必要な経済的実体要件の構築など）。**拡大FSIE制度に基づくさまざまな種類の特定の域外からの所得に対する免除要件/除外/救済措置のサマリー**については、付録の表を参照すること。

影響を受ける企業グループは、拡大FSIE制度が実際にどのように適用されるかに関する追加のガイダンスと公表事例について、IRDが発行するDepartmental InterpretationおよびPractice Notesにも注目する必要がある。

KPMGは事前裁定制度No. 72を参照し、類似の事前裁定申請を行い、IRDから有利な裁定を取得した。特に注意すべきポイントの1つとしては、一部の域外法域では、税制優遇措置の「経済的実体要件」が国内税法で明示的に記載されていないことである。税制上の優遇措置に基づく軽減税率ではなく、法人所得税の表面税率が「課税対象」の条件における適用税率として参照されるべきである。それを立証するためには、納税者が、関連する域外法域における実質的な要件に従い、税制上の優遇措置が実際に付与されていること、およびその域外法域に適切な経済的実体があることを証明するため、他の文書による証拠を提供可能とすることが重要である。

拡大FSIE制度に基づく免除要件/除外/救済措置のサマリー

免除要件/ 除外/救済措置	域外からの所得の種類					
	利子	配当	ロイヤリティ (IPの使用 に伴う収 入)	持分 処分 所得	非IP資産 (持分以外) 処分所得	IP資産 処分所得
規制対象の金融機関 および優遇税制を享受 している納税者の除外	✓	✓		✓	✓	
トレーダー除外				✓	✓	
経済的実体要件	✓	✓		✓	✓	
資本参加免除要件		✓		✓		
ネクサス要件			✓			✓
グループ内移転の 救済措置				✓	✓	✓

Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳 蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李 輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 塁
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山 紗綾花
Manager
Tel: +852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel: +852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.